

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

557  
18/12/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュネ1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会「日本決議案」

## NPT合意を歪曲し、迷走を強める

新アジェンダ連合

## 米国は右から、NACは左から棄権

11月1日、日本が主導し、69か国を共同提案国とする決議「核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意の下での団結した行動」が第73回国連総会第1委員会で採択された。昨年は、核兵器禁止条約が成立した中で、核兵器国への核軍縮の要求が著しく弱くなったことから、国際社会からの評価が投票結果に如実に表れた。今年は核軍縮要求の姿勢に少し改善の試みが見られたが、2017年に始まったNPT合意の歪曲は、基本的に変化がなく、各国の投票行動に影響したと考えられる

日本が10月17日に提出したL.54「核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意の下での団結した行動」(以下、日本決議。2ページ資料1に抜粋訳)は、11月1日に第1委員会において賛成160、反対4、棄権24で採択された。昨年の同決議の第1委員会投票結果は、賛成144、反対4、棄権27であった。

### 続くNPT合意の歪曲と新アジェンダ連合の批判

日本は、1994年から25年連続で同決議を国連総会第1委員会に提出している。長年、同決議は被爆国日本が核兵器国に核軍縮を求めながら、一部の核兵器国から賛成票を得ることもあるという点で一定の評価を得ていた。しかし、昨年の同決議は、核兵器国の核軍縮を求めるトーンが著しく弱まったことで批判があった。それにも関わらず、依然として今年の日本決議も次の点は昨年から変化がなく改善が見られなかった。①17年7月7日に採択された核兵器禁止条約(TPNW)について触れていない。②一昨年の日本決議の主文2節の「保有核兵器の全面的廃絶を達成する」とした核兵器国による明確な約束」という文言(NPT再検討会議で合意されてきた文言)が、「核兵器国は核不拡散条約(以下、NPT)を完全に履行する」という

明確な約束」に変わった点も、そのままである。③そして一昨年の同決議の前文19節と主文8節の「いかなる核兵器の使用による人道上の結末にも深い懸念を表する」という文言から、「いかなる」が消えたことも昨年と変わっていない。

これらも関係して、昨年に続き、ブラジル、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカなどTPNWに署名している多くの国が棄権した。TPNW批准国<sup>1</sup>であり、不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)<sup>2</sup>の一員であるメキシコは、昨年、日本決議に賛成したが、今年はいくつかの文節が過去のNPT合意について異なった解釈をしている、との理由で棄権した<sup>3</sup>。これで、エジプトを含め、核軍縮に熱心な新アジェンダ連合諸国はすべて今年

### 今号の内容

#### 迷走する日本決議

<資料1> 日本決議(抜粋訳)

<資料2> TPNWへのP5共同声明(抜粋訳)

#### 米国、対イラン制裁を再開

<資料1> ポンペオ国務長官の12項目要求

<資料2> EU英独仏による共同声明(抜粋訳)

[連載] 全体を生きる(13)

日本の民主主義の根本問題 梅林宏道

の日本決議に棄権したことになる。

日本決議の投票結果に対して、河野太郎外務大臣は談話で、「本決議案が、核兵器国や核兵器禁止条約を支持する国を含め、様々な立場の多くの国々の支持を得て採択されたことを心強く思います」<sup>4</sup>と表明した。第1委員会において賛成160か国と相当の支持は受けているが、メキシコの棄権理由にみられるように、国際社会からの批判が依然として多いことも事実である。

反対国は昨年同様、DPRK（北朝鮮）、中国、ロシア、シリアの4か国である。DPRKに関わる文言は、まず前文で今年の4月、5月、9月に行われた南北首脳会談と6月に行われた米朝会談を歓迎した。しかし、昨年の日本決議が採択された12月12日以降、DPRKは一度も核・弾道ミサイル実験を行っていないし、かつ今後も行わないことを表明しているにもかかわらず、主文28節でDPRKの「核実験、弾道ミサイル技術を使った発射、また核と弾道ミサイル技術の発展を促進するその他の活動をもっとも強い言葉で非難する」とかたくなな主張を繰り返した。

## 核兵器国の投票行動

昨年の批判を受けてだろうか、今年の日本決議は核兵器国への核軍縮を求める姿勢が少し強まった。NPTが重要であるとの立場は一貫しており、さらに主文2節で「核軍備競争の早期の停止および核軍縮の縮小に関する効果的な措置につき…誠実に交渉を行うことを約束する」という核兵器国に核軍縮を求める文言であるNPT第6条<sup>5</sup>に言及した。

昨年、日本決議には核兵器国である米国、フランス、英国が賛成した。今年は米国とフランスは棄権し、核兵器国で賛成したのは英国だけであった。その英国も、昨年は共同提案国になっていたが今年は共同提案国にはならなかった。

NPT第6条への言及を巡って日米間に意見対立が生じていたことが複数の外交筋の話として明らかにされている。報道によれば米国は、「NPTは核不拡散の条約だ。なぜ核軍縮に焦点を当てるのか」<sup>6</sup>、「時代遅れの言葉に固執してはならない」<sup>7</sup>

と主張していた。これが米国、米国が棄権した理由と考えられる。トランプ政権によって主張された、このようなNPT軽視の姿勢に対して、日本は、NPT第6条に基づく核軍縮は譲れないと判断し、米国との妥協はしなかったと推測される。

今年の日本決議は、NPT第6条を含め、核軍縮を求める姿勢を少し強めた。その結果、米国とフランスは棄権、英国は共同提案国から降りた。他方で、新アジェンダ連合は、NPDI加盟国であるメキシコを含めて足並みをそろえ、昨年よりも統一した姿勢で日本決議に厳しい姿勢を示した。従来から日本は、NPT再検討過程の到達点を基本に「核兵器のない世界」を実現する道を目指してきたが、NPT合意を歪曲するような決議文を出し続けることでは、核兵器廃絶への道筋は見えてこないであろう。戦争被爆国として、ヒバクシャの思いをも汲んだ毅然とした決議文が求められている。

5核兵器国は、11月1日の国連総会第1委員会でのTPNWへの署名・批准を呼び掛ける決議の投票を前に、10月22日、TPNWを批判する共同声明を発表した（4ページ資料2に抜粋）。TPNWは、「国際的な安全保障の文脈や地域的課題を無視し、国家間の信頼と透明性を向上させることは何もしない。たった一発の核兵器を廃棄することにもならない」とした。（平井夏苗、湯浅一郎）<sup>⑧</sup>

注

1 署名・批准状況のURLは以下。

<http://disarmament.un.org/treaties/t/tpnw>

2 外務省ホームページ。軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

3 メキシコの棄権理由は以下。

[http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com18/eov/L54\\_Mexico.pdf](http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com18/eov/L54_Mexico.pdf)

4 河野外相談話（2018年11月2日）。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1\\_000694.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000694.html)

5 全文は外務省ホームページ。

6 「共同通信」、2018年11月8日。

7 「朝日DECITAL」、2018年11月2日。

<https://www.asahi.com/articles/ASLC234YDLC2UHBI00M.html>

### <資料1>

#### 核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意のもとでの団結した行動

A/C.1/73/L.54

2018年10月19日

共同提案国：オーストラリア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ホンジャラス、ハンガリー、イタリ

ア、日本、ラトビア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、パラオ、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、バヌアツ、ザンビア

総会は、  
（前略）

国際的な核不拡散体制のかなめ石

として、かつ核軍縮、核不拡散、および核エネルギーの平和的利用の追求への中心的な基盤として、核不拡散条約（NPT）の決定的な重要性を再確認し、（略）

安保理決議に基づく、核兵器、弾道ミサイル、および関連の核・弾道ミサイル計画の廃棄、かつ全ての関連の活動の中止を含む、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化を達成するという朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の約



束を再確認し、

2018年4月27日、5月26日、および9月18～20日に開かれた南北首脳会談、さらに2018年6月12日の米大統領と北朝鮮労働党委員長の会談を、最終的で完全に検証可能な北朝鮮の非核化へ向けた積極的な一歩として歓迎し、  
(略)

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末に深い懸念を表明し、国際人道法を含む、適用される国際法を全ての国がいかなる時も順守する必要を再確認し、また、核兵器の使用を避けるためにあらゆる努力がなされるべきだということを理解し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末は、みなに完全に理解されるべきであり、そして、この点において、こうした理解を浸透させるための努力がなされるべきだということに留意し、  
(略)

1. 軍縮を促進する目的でNPT前文において展望されているように、国家間の緊張の緩和や国同士の信頼の強化に取り組み、また核不拡散体制を強化し、核兵器の完全廃棄へ向けた団結した行動を取るという決意を新たにする。
2. これに関連し、核兵器国は、第6条を含む、NPTを完全に履行するという明確な約束を再確認する。同時に、2000年NPT再検討会議の最終文書を想起する。
3. 全てのNPT締結国に対して、条約の全条文に基づく義務を遵守し、グローバルな安全保障を発展させることについての十分な配慮のもとで、1995年NPT再検討・延長会議と、2000・2010年の再検討会議の最終文書で合意された措置を履行することを求める。
4. 全ての国が、2020年NPT再検討会議の成功に向けて最大限の努力を払うように奨励し、2017年5月にウィーン、2018年4月～5月にジュネーブでそれぞれ開かれたNPT再検討会議準備委員会の第1回、第2回会合が成功裏に終わったことを歓迎する。
5. NPTの非締結国全てが、核兵器の非保有国として即時に条約に加盟し、無条件にその普遍性を達成し、条約に未加盟の状態にあってもその文言を遵守し、条約を支える実践的な措置を取ることを求める。
6. 全ての国が核軍縮と不拡散において実践的で、具体的で、効果的な方策を促進する有意義な対話にさらに取り組むことを奨励する。理解を深めたり、また国家が安全保障環境に対処し、全ての国家間の信頼と信用を向上させることのできる方策を生み

出すための、双方向の議論を通じた対話を促す努力を求める。

7. 核兵器の使用がもたらす人道上の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けた全ての国による努力を支える重要な要素であり続けることを強調する。
8. すべての国が、核軍縮と不拡散プロセスにおいて、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することを求める。
9. また、誰にとっても安全も害さず、向上させるという原則に基づき、全ての国が、核兵器の全面的な廃絶に向けて、より実践的な措置や効果的な方策を取ることを求める。
10. 透明性の向上は地域や国際レベルでの信頼や信用を醸成し、対話や交渉の共通の土台作りに貢献することを強調する。そうすることで、核兵器の全面的廃絶へとつながる削減が可能となる。
11. 核兵器国が透明性を高めるための努力を強化し、拡大し、相互信頼を向上させることを奨励する。それには、とりわけ、2020年再検討会議に向けたNPTの再検討プロセスを通じ、核軍縮への努力の一環として、解体され、削減された核兵器とその運搬システムに関するより頻繁で詳しい報告を提供することが含まれる。
12. さらに核削減を促す視点から、国際的な緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、国際安全保障環境を向上するために、全ての国が最大限の努力をすることを求める。中でも、次の行動をとくに強調する。
  - a. 新START（戦略兵器削減条約）の履行の継続、2018年2月5日に、条約において戦略核備蓄庫の主となる制限が有効になったという事実を歓迎し、また、その日までにその主となる制限を達成したという、ロシアと米国のそれぞれの発表をさらに歓迎し、
  - b. 核兵器の備蓄の大幅な削減を達成するための交渉の開始へとつながりうるロシアと米国間の対話の継続、
  - c. 配備済みと未配備に関わらずあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するための、全ての核兵器保有国による努力。これには一方的、二国間、地域的、そして多国間の措置を含む。
  - d. さらに核軍縮措置を促進する視野によって国際安全保障環境が改善されることができ核兵器国とその他の国の間の定期的な議論、
  - e. 関係国が、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策につき、安全保障環境を考慮しつつ、核兵器の役割と意義をさらに減じるとい

う視点での継続的な見直し、

13. 全ての核兵器保有国が、意図しない核爆発のリスクに包括的に対処するため、あらゆる努力をし続けることを要請する。
14. NPT締結国で核不拡散義務を順守する非核兵器国が、核不拡散体制を強化し得る、明確で法的な拘束力を持った安全の保証を核兵器保有国から受けることに対する正当な関心を認識する。
15. 核兵器保有国から一方的な宣言が出されたことに留意し、1995年4月11日の国連安保理決議984を想起する。また、全ての核保有国が安全の保証に関して行った誓約を全面的に尊重することを求める。
16. 適切な場合には非核地帯をさらに創設することを奨励する。これは、関係地域の国の自由意思による取り決めを基本にしたもので、1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合したものである。そして核兵器国が消極的安全保障を含む関連議定書に署名および批准することにより、そのような地域の地位に関して法的拘束力を持った個別の誓約を行い、また条約の締結国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないということを認識する。
17. また、1995年の中東決議に沿って、その地域内諸国の自由意思による取り決めを基本として、中東地域における核兵器と大量破壊兵器及び運搬システムのない地域の創設に向けてさらなる努力を行うこと、そしてその完了のため関係国間で協議を再開することを奨励する。
18. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効への広範な要求を認識する。同時に、全ての国、とくに付属議定書における残る8カ国が、他の国を待つのではなく個別に、条約を署名、批准する取り組みをするように促されていることを想起する。また、核兵器の爆発実験や、その他の核爆発に関して現在進行中の全てのモラトリアムを維持し、条約が発効しない間はこれが続けるという政治的意志を、全ての国に宣言するように促す。
19. 条約が署名開放されてからのCTBT機構準備委員会の達成、および委員会への国家の継続した支援を称賛する。とくに、国際監視制度と国際データセンターの設立という意義深い進展を称える。
20. 核兵器、またはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約について速やかに交渉を始め、1995年3月24日のCD/1299文書とその行動計画に基づいて早期に結論を導くことを、全ての関係国に促す。2012年12月3日の決議

67/53 の3 段落目に基づく政府専門家グループの報告、2016 年12 月23 日の決議71/259 の2 段落目に基づく高レベル核分裂性物質生産禁止条約準備グループの報告、さらに2018 年9 月5 日に採択された軍縮会議の付属機関2 の報告を考慮する。

21. 条約の効力発生を待つ間は、核兵器やその他の核爆発装置に使われる核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、維持することを全ての関係国に促す。

22. 2016 年12 月14 日の決議71/67 にしたがって委任された政府専門家グループ、および、核軍縮検証のための国際パートナーシップといった、核兵器のない世界の追求に貢献する核軍縮検証能力の発展に向けた努力を歓迎する。そして、そのためには核兵器国と非核兵器国の協力が大切だということを強調する。

23. 付属機関を設立するという2018 年の会期における軍縮会議の決定に留意し、歓迎する。一方で、さらに協議を前進させ、また2019 年会期においてできるだけ早く作業計画を採択し、履行することで、20 年間にわたり続く行き詰まり状態を克服する可能性を探ることを軍縮会議に求める。

24. 核兵器のない世界を達成するために、軍縮・不拡散教育の国連調査に関する国連事務総長の報告に含まれている提案を履行することを、全て

の国に奨励する。

25. 核兵器の使用がもたらす現実への認識を高めるため、あらゆる努力を払うことを奨励する。これはとくに、自らの経験を将来の世代に伝える被爆者（核兵器の使用を生き延びた人々）を含む人々やコミュニティとの交流や、政治指導者や若者を始めとする人々による訪問などを通してなされるものである。

26. 安全保障理事会の関連の決議を完全に履行する全ての国の責任と、安全保障理事会の関連決議に基づいて、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化を達成するという北朝鮮の義務を確認する。

27. 2018 年4 月27 日、5 月26 日、および9 月18 ～20 日に南北朝鮮首脳会談で取り決められた約束、また2018 年6 月12 日のアメリカ大統領と北朝鮮労働党書記長の会談における、最終的で完全に検証可能な北朝鮮の非核化への約束の実行を、北朝鮮に促す。

28. 北朝鮮による全ての「核実験、弾道ミサイル技術を使った発射、また核と弾道ミサイル技術の発展を促進するその他の活動」を、最も強い言葉で非難する。北朝鮮はNPT において核兵器国という立場に立つことはできない。また、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化に向けた一歩としてさらなる核実験を行わないこと、他の国を待つのではなく、これ以上

の遅れなくCTBT に署名し批准すること、完全かつ検証可能で不可逆的な方法で、継続中の核活動を速やかに中止することを北朝鮮に強く促す。さらに、関連する全ての安全保障理事会決議を完全に順守すること、2005 年9 月19 日の6 カ国協議の共同声明を履行すること、IAEA 保障措置協定など、NPT の完全な順守に速やかに復帰することを、北朝鮮に求める。

29. 核兵器とその運搬手段の拡散を防止、制限するための努力を倍増させ、そして核兵器を否認するためのあらゆる義務を完全に尊重、順守することを、全ての国に求める。

30. さらに、核兵器の拡散を防ぐために効果的な国内規制を整備し、強化することを、全ての国に求める。また、不拡散に向けた努力において、国際連携と能力開発の強化のために、国家間の協力と技術支援を行うことを奨励する。

(後略)

(訳：ピースデポ)

出典  
<https://undocs.org/A/C.1/73/L.54>

## <資料2>

### P5共同声明

第73 回国連総会第一委員会

テーマ別会合（核兵器）

ニューヨーク、2018 年10 月22 日

(前略)

核兵器禁止条約への我々の反対をこの文脈の中で繰り返す。核兵器なき世界を達成するための最善の手段は国際的な安全保障環境を考慮に入れた漸次的なプロセスを通じてのものであると我々は確固として信じる。核兵器の世界的備蓄の計り知れない縮小を含め、核廃絶に向けたこの実証された方法は実体的な結果を生み出してきた。

TPNW は恒久的で世界的核廃絶の達成のために乗り越えなければならぬ重要な問題に取り組むことに失敗している。それはNPT を否認し、危うくする。それは国際的な安全保障の

文脈と地域的課題を無視し、国家間の信頼と透明性を向上させることは何もあしえない。たった一発の核兵器を廃棄することにもならない。それは不拡散の最高の基準に満たない。そして国際的な不拡散と軍縮機構の分断を生み出し、それは武装解除に向けたさらなる進歩をより困難にさえし得る。

我々はこの条約を支持せず、署名や批准をすることはしない。TPNW は我々の国々を結びつけない、そして我々はそれが慣習国際法の発展に貢献するといういかなる主張を受け入れない、それが新たな基準や規範を設定することもない。我々はTPNW の支持を検討している全ての国が、国際的な平和と安全保障のためのその示唆を真剣に反映することを求める。

むしろ、いかなる場所においても、我々は全ての国がNPT の継続的な成功に従事し、順守を確認し、普遍化を促進し、不拡散の最高の基準を確実に

し、そして進行中で持ち上がる拡散の課題に応じることを要請する。この文脈において、核軍縮の目標と目的を進めるために、我々5 か国はNPT の枠組み内での個人的かつ集会的努力を継続するために我々の約束を繰り返す。

(訳：ピースデポ)

出典  
<https://cd-geneve.delegfrance.org/Statement-P5-on-the-TPNW-10-22-2018>



# 米国が対イラン制裁を再開

## 国際秩序の破壊に反発する国際社会

### トランプ政権発足から 核合意離脱まで

米国はイラン核合意(包括的共同行動計画=JCPOA)からの離脱に伴い、11月5日にイラン産原油の禁輸制裁を再発動させた。トランプ米大統領は大統領選挙中からオバマ政権のレガシーであるJCPOAを「最悪の合意」と繰り返し批判し、合意離脱を公約としていた。トランプ大統領は、合意の欠陥としてイランの弾道ミサイル開発規制が含まれていないことや、イランの核開発制限に期限があることなどを挙げ、欧州側に合意の修正を求めてきた。イランは合意の堅持を掲げて再交渉を拒み、英仏独も米国が合意にとどまるよう説得を続けてきた。

だが18年5月8日、トランプ大統領は米国の合意離脱を表明し、対イラン制裁を復活させる大統領令に署名した<sup>1</sup>。5月21日にはポンペオ米国務長官がイランに対する12項目の要求を提示し、見返りとして経済制裁の解除や国交回復に向けた用意があると強調した(6ページの資料1)。12項目にはイランの国家主権や地域戦略、安全保障の根幹に関わる要求が含まれており、イラン側は猛反発した。

米財務省が発表した通り<sup>2</sup>、制裁は最初の猶予期間を経た8月7日に第1弾が適用され、イランとの自動車部品、鉄鋼原料や貴金属の取引、イランへの民間航空機と部品の輸出、米国へのイラン製絨緞やピスタチオの輸出などが禁止された。そして11月5日には第2弾として、イランとの原油取引、イランへの原油・天然ガス関連投資、イランの港湾・海運業者との取引、イランの中央銀行や金融機関との取引などを対象とする制裁が全て再開された。米国は各国にイラン産原油の輸入停止を求めているほか、イランとの取引を続ける外国企業や個人に対しても、米国との金融取引や米政府からの契約受注などを禁止する「二次的制裁」が科される。

### 国際秩序を重視する欧州諸国は反発

イランを敵視するイスラエルやサウジアラビアなど一部の国を除き、主要国のほとんどはトランプ政権の一方的なJCPOA離脱を批判し、合意の維持を求めている。米国の制裁再開に先立つ11月2日、EUと英仏独の外相・財務省は米国の合意離

脱と制裁再開を「大変遺憾」であるとする共同声明を発表した(6ページの資料2)。声明は、JCPOAは世界の核不拡散体制の鍵となる枠組みであるとし、イランが合意を履行し続けるよう求め、欧州諸国も合意の維持に向けた方策を模索するとした。

JCPOA成立に大きな役割を果たした英仏独とEUは、米国が離脱を表明した当初から毅然とした反対姿勢を示し、合意維持を呼びかけてきた。米国が離脱を表明した5月8日、英仏独の首脳は合意にとどまるとする共同声明を発表し、各国にも合意維持を求めた<sup>3</sup>。そしてEUは米国による「二次的制裁」への対抗手段として、イランとの取引を行う欧州企業が米国の制裁に従うことを禁じる「ブロッキング規則」を設け、8月7日に発効した。続いて欧州委員会は8月23日、イランに向け1800万ユーロの支援を実施すると発表した。これは制裁の影響を受けたイランの民間分野を支援するための総額5000万ユーロの支援策の第1弾である。さらに9月24日、EUはイランとの貿易決済など金融取引を可能とするため、特別目的事業体の設立を発表した。

欧州がイランを支援する背景には、JCPOA成立後にイランへ進出した欧州企業を救う目的のほか、米国と中口も加えたイランとの多国間交渉を主導し、JCPOA成立に深く関与してきたという強い自負がある。イランのJCPOA履行を検証するIAEAは年4回作成する報告において、イランの合意順守を確認してきた<sup>4</sup>。米国による合意からの一方的な離脱は、多国間合意を基にした国際秩序を破壊する行為である。資料2の共同声明がJCPOAの履行は国際合意の尊重の問題であると述べている通り、「米国第一主義」を掲げるトランプ政権の一方的な行動に対し、国際世論は毅然とした対決姿勢を示している。

### 苦境に陥るイラン経済と 中東核ドミノの懸念

イランはこうした国際世論を頼りにJCPOA堅持を掲げ、トランプ政権の交代による局面変化まで持久線の構えとみられる。だが制裁の再開により、イランの経済や国民生活はすでに深刻な影響を受けている。米国の制裁に対してEUなどが講じた対策も効果は限定的であり、欧州企業のイラン

からの撤退が相次いでいる。制裁第1弾の再開後、イランではインフレ率が上昇し続け、通貨リアルの実勢レートは今年1月から11月までに3分の1以下に下落した。今回再開された制裁の第2弾はイランの歳入の約6割を占める原油輸出を標的としており、イランが受ける打撃は大きい。

15年にJCPOAに合意したロウハニ政権は、外国からの投資を呼び込んで経済成長を目指す対外融和路線を掲げてきた。だがその思惑は米国の制裁再開で失敗し、イランでは経済的苦境で高まる国民の不満を背景に、反米を掲げる保守強硬派が政権批判を強めている。保守強硬派は合意破棄を訴えており、イラン最高指導者のハメネイ師も、JCPOAが国益のためにならなければ破棄もあり得ると繰り返し警告している。イラン経済を救う有効な手立てがなければ、保守強硬派が勢いを増すイランがウラン濃縮を再開させることも懸念される。

さらにJCPOAの崩壊は、中東に「核ドミノ」を招く恐れがある。イランと敵対するサウジアラビアはウラン濃縮技術の提供を米国に求めており、同

国のムハンマド皇太子は今年3月、「イランが核爆弾を開発すれば、我々もできるだけ早く同じようにする」と発言している<sup>5</sup>。国際合意や多国間の枠組みに背を向けるトランプ政権の行動は、ルールに基づく国際秩序や核不拡散の体制を危険にさらしている。JCPOAの維持で一致する国際社会が、トランプ政権の一国主義的行動に対してどこまで有効な手立てを打てるかが問われている。(森山拓也) 

注

1 本誌545号(18年6月1日)に関連記事。

2 米財務省HP

[https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/052018\\_iran\\_guidance\\_archive.aspx](https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/052018_iran_guidance_archive.aspx)

3 英国政府HP

<https://www.gov.uk/government/news/joint-statement-from-prime-minister-may-chancellor-merkel-and-president-macron-following-president-trumps-statement-on-iran> (英文)

4 IAEAによるイランのJCPOA履行検証報告は、IAEAウェブサイトから全て閲覧できる。

<https://www.iaea.org/newscenter/focus/iran/iaea-and-iran-iaea-reports> (英文)

5 BBC News Japan (18年3月16日)

<https://www.bbc.com/japanese/43425960>

#### <資料1>

##### ポンペオ米国務長官の対イラン12項目要求

(2018年5月21日の米ヘリテージ財団での講演内容から抜粋してリスト化。各項目の文言は原文の忠実な訳である)

- ① IAEAに過去の核開発計画の軍事面を全て申告し、完全に放棄する。
- ② ウラン濃縮を中止し、プルトニウム再処理を追求しない。重水炉も閉鎖する。
- ③ 国内全ての施設に対するIAEAの査察を認める
- ④ 弾道ミサイルの拡散を止め、核搭載

可能なミサイル開発を中止する。

- ⑤ 虚偽の容疑で拘束されている米国や同盟国などの全市民を解放する。
- ⑥ レバノンのシーア派組織ヒズボラ、パレスチナのイスラム主義組織ハマスなど中東のテロ組織への支援を中止する。
- ⑦ イラク政府の主権を尊重し、シーア派民兵の武装解除を容認する。
- ⑧ イエメンのフーシ派に対する軍事支援を中止し、平和的な政治解決を目指す。
- ⑨ シリアからイラン指揮下にある全部隊を撤退させる。
- ⑩ アフガニスタンや周辺でのタリバンや他のテロリストの支援を止め、ア

ル・カーイダ指導者の潜伏容認を中止する。

- ⑪ イラン革命防衛隊の精鋭コッズ部隊によるテロリストや民兵支援を停止する。
- ⑫ 米同盟国を多く含む隣国への脅迫行動を中止する。それにはイスラエル破壊の脅迫、サウジアラビアやアラブ首長国連邦へのミサイル発射、国際航行への脅迫、サイバー攻撃などが含まれる。(訳: ピースデポ)

出典

米財務省

<https://www.state.gov/secretary/remarks/2018/05/282301.htm>

#### <資料2>

##### EUと英独仏外相・財務相による共同声明(抜粋訳)

2018年11月2日

モゲリーニ欧州連合外務・安全保障政策上級代表  
ハント英外相、ハモンド英財務相  
マス独外相、ショルツ独財務相、  
ルドリアン仏外相、ルメール仏財務相

我々は米国が包括的共同行動計画(JCPOA)から離脱し、追加の制裁を再開することを大変遺憾に思う。

JCPOAは世界の核不拡散体制と多国間外交の鍵となる枠組みであり、国

連安保理決議2231によって満場一致で支持された。これはヨーロッパと中東、そして全世界の安全にとって重要なものである。

JCPOAは有効であり、目標を実現しつつある。IAEAは過去12回の報告において、イランは合意を順守していることを確認した。

我々はイランがJCPOAで定められた核合意を完全に履行し続けることを期待する。

JCPOAはまた、イランとの貿易・経済関係、そして何よりもイランの人々の生活へ前向きな影響を与えるために、国際的な制裁の解除を規定している。

(中略)

我々は国際合意の尊重と世界の安全にとっての問題であるJCPOAの履行に向けて関与し続け、イランがこれに関して建設的な役割を果たすことを期待する。(訳: ピースデポ)

出典

[https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/53230/joint-statement-high-representative-federica-mogherini-and-foreign-ministers-jean-yves-le\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/53230/joint-statement-high-representative-federica-mogherini-and-foreign-ministers-jean-yves-le_en)

## 第13回 日本の民主主義の根本問題

## 全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)

最近、米国の活動家ジョン・ミラーのことを思い出す機会がしばしばあった。彼はいま、どうしているのだろうと消息が気になりながら。

1980年代の半ば、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)ができて、米国の平和運動と交流を始めたころ、訪米時に何度かお世話になった。当時、一定額の年収がないとクレジットカードを作ることが許されず、私はクレジットカードを持つことができなかった。旅先で苦労していた私の様子を見て、ジョンは自分も米国のIDを持っていないとカードが作れないので同じ苦労をしていると私に打ち明けた。フリーの活動家の似たような境遇を分かち合ったことで親近感を抱いたことが強く印象に残っている。

当時、そのジョンが日本の平和運動について私に質問をした。米軍基地の撤去を求め、核兵器廃絶を求め、非武装憲法を擁護する日本の平和運動は、それをどうやって実現しようとしているのか、という質問であった。米国の場合、選挙と議会を通して政治を変えるという道筋を描きながら平和運動が回っているという現実があった。ラジカルな少数派運動もあったが、ほとんどの場合、主流の平和運動への関与や介入という接点が意識されていた。それに引きかえ、彼の眼には、日本の活動家たち、とりわけ私たちのような自立的な運動に従事している活動家たちに、政治を変える戦略が見えないという率直な疑問があったのである。実際のところ日本の私たちにも、オルタナティブな社会を建設する大きな社会運動の尖端的な一部を担っているという自覚があった。しかし、社会運動が政治運動になる道筋を描き切れなかった。私自身、70年代この問題に強い関心をもっていたが行き詰まっていた。彼の質問に私はうまく応えられなかった。

ジョン・ミラーを最近思い出した一つのきっかけは、米国の平和運動における民主党政権批判の強まりであった。ヒラリー・クリントンがオバマの後継候補として大統領候補になろうとしたとき、活動家たちの批判は極めて強いものがあった。彼らの批判には民

主党も共和党も変わらないというトーンが強かった。そのとき私は、ジョンの質問を思い出した。米国でも日本と同じように道筋を描けなくなっているのではないか？

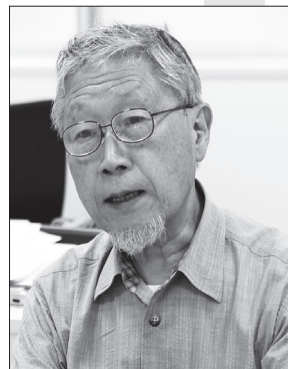
確かに、オバマ政権の米国も、アフガン、イラク、シリアの戦争から抜け出せないという行き詰まり感は明白であった。しかし、そうであっても米国社会には日本にはない民主主義の土壌があることも間違いなかった。クリントンと争い社会主義者を自認するバーニー・サンダースへの予想を超えた若者たちの結集が起こった。今年11月の中間選挙においても、ブルー・ウェーブの若手や女性が、従来のエリートではない新しい民主党議員として登場した。

そんな中で、私は、改めてジョン・ミラーの問いに直面した。11月18日、第6回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの最終日の議論のときであった。自治体と市民団体が一体となって開催されてきたこのユニークな国際市民集会において、なぜ日本政府の核兵器依存政策を変えられないのかという問いが寄せられたのである。被爆者と被爆コミュニティの市民が、これほどまでに結集して地域政治を動かす力があるのに、それが国政を動かす力にならないのはなぜか。日本の現状を憂えて、参加者が自分たち自身に向けて発した問いであった。

もっと国会議員に働きかけようという意見があったが、問われている問題はそこにはないと私には思えた。今ある議員を熱心な市民が動かすという問題ではなく、日本で問われているのは、議員を動かすべき市民意識のあり方そのものだと思う。広島市や長崎市においてすら、地元選出の国会議員が核兵器廃絶のために国会でどう働いたかを評価することが、選挙における投票行動を決める重要な基準にならないという現実こそが、根本問題の所在を示している。回り道であっても、市民が政治を変える主権者であるという意識を日常のあらゆる場面で育てるという課題に、私たちは真正面から取り組むべきなのだ。ピースデポの私たち自身も含めて。

うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。





# 日誌

2018.11.6~11.20

作成:有銘佑理、森山拓也

IIAEA=国際原子力機関 ICBM=大陸間弾道ミサイル/NATO=北大西洋条約機構

- 11月7日 青森県で自衛隊の大型車両が民家に突っ込む事故。隊員2名が負傷。
- 11月7日 原子力規制委員会が東海第二原発の20年の運転延長を認可。
- 11月7日 東芝が英国での原発新規建設事業から撤退し、子会社ニュージェネレーションを解散すると発表。
- 11月8日付 フランスで原発の高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた許可申請が来年末に行われることが明らかに。
- 11月9日 政府は自衛隊のソマリア沖での海賊対策行動の1年延長を閣議決定。
- 11月9日 韓国の音楽グループ「防弾少年団」が原爆投下と祖国解放を関連付けるTシャツを着ていた問題で、同グループのテレビ朝日出演が見送りに。
- 11月11日 韓国国防省、南北が非武装地帯内の監視警戒所など計22か所から兵力・兵器・装備を撤収したと報告。
- 11月12日 米シンクタンク戦略国際問題研究所が、北朝鮮が公表していないミサイル開発施設のうち13カ所を特定したと発表。
- 11月12日 IAEAがイランは核開発制限を順守しているとする報告書を関係国に配布。
- 11月13日 ペンス米副大統領と安倍首相が首相官邸で会談し、北朝鮮の核・ミサイル・拉致問題の解決に向けた協力で一致。
- 11月13日 IAEAは福島第1原発の汚染水処理方法の迅速な決定を求めた。
- 11月14日 核軍縮を進めるため核兵器保有国と非保有国の有識者が議論する外務省主催の「賢人会議」が長崎市で始まった。
- 11月14日 原子力規制委員会は一定量以上のブルトニウムやウランを扱う研究機関や大学に対し、施設利用者の身元確認などを義務付ける規則改正案をまとめた。
- 11月14日 滋賀県高島市の陸上自衛隊演習場に隣接する国道近くで迫撃砲弾が着弾し、ワゴン車の窓ガラスが割れる事故。
- 11月15日 ペンス副大統領は、トランプ大統領と金委員長的首脳会談は来年行われ

11月末  
発売

## イアブック「核軍縮・平和2018」 —市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ  
A5判 298頁/発行:緑風出版

会員価格1600円  
一般価格1900円  
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本  
トピックス:核兵器禁止条約の成立など  
新資料24点!!

- る公算が大きいとの見通しを示した。
- 11月15日 高山高裁が伊方原発3号機の運転差し止めを求めた住民の抗告を棄却。
  - 11月16日 米軍とNATO軍の基地に反対する第一回国際会議がダブリンで開幕。世界的な反基地・反軍国主義運動の立ち上げを議論。
  - 11月16日 国内外のNGOなどが長崎市に集う「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開幕。
  - 11月19日付 防衛省は「宇宙部隊」を新設する方針を固めた。
- 沖縄
- 11月6日 玉城知事、首相官邸で菅官房長官と面談。県・官邸間で1ヶ月の集中協議を行うことで一致。辺野古工事は継続。
  - 11月7日 島ぐるみ会議・ぎのわん、県議会と41市町村議会に対し普天間飛行場5年以内の運用停止を求める決議を可決するよう請願書と陳情書を発送。
  - 11月8日 普天間飛行場への自衛官派遣合意に至らず。今年1月の米ヘリトラブル安全確保策として、防衛省と在日米軍が協議。
  - 11月9日 玉城知事、日本外国特派員協会で記者会見。普天間飛行場の辺野古移設に反対する考えを重ねて強調。
  - 11月9日 謝花副知事、杉田官房副長官と東京都内で会談。国と県による集中協議初回。県、11月末までに3~4回実施を提案。
  - 11月9日 県、国土交通相へ国地方係争委への審査申し出事前通知。埋め立て承認撤回の執行停止決定は「違法」と指摘。
  - 11月9日 県、辺野古移設の賛否を問う県民投票を来年2月に実施する方向で最終調整。県内市町村12月議会で関連予算審議へ。
  - 11月10日 玉城知事、岩屋防衛相と県庁で会談。辺野古移設反対の意向伝える。岩谷氏、移設への理解を要請。対話継続で一致。
  - 11月11日 玉城知事、初訪米。15日までに

- ニューヨーク、ワシントンで辺野古移設反対の考えを米政府・議会関係者・世論に訴え。
- 11月12日 米海軍FA18戦闘攻撃機1機、那覇市東南東約290km海上で墜落。搭乗員2人は緊急脱出。命に別条なし。
  - 11月12日 玉城知事、国連本部で軍縮担当の中満事務次長と面談。沖縄を「平和の緩衝地帯にしたい」と伝える。
  - 11月13日 名護市辺野古区、普天間代替施設等対策特別委を開催。沖縄防衛局も参加。区が求める個別補償の代替策の提案なし。
  - 11月14日 宜野湾市野嵩・緑ヶ丘保育園屋上に騒音測定器を設置。琉大・渡嘉敷准教授、米軍機の飛行実態を調査。
  - 11月15日 名護市辺野古キャンプ・シュワブ工事用ゲートで資材搬入再開。約3ヶ月ぶり。1日の工事再開後初。
  - 11月15日 普天間飛行場に空中給油機KC135が飛来。低空飛行繰り返す。同市の基地被害110番に市民からの苦情相次ぐ。
  - 11月16日 2015年度以降、国交省から防衛省へ18人が出向、辺野古移設事業に従事。赤嶺衆議、行政不服審査の公平性に疑問呈す。
  - 11月19日 空自那覇基地所属F15戦闘機1機、油圧系統の不具合で米軍嘉手納基地に緊急着陸。
  - 11月19日 辺野古埋め立て承認撤回は「適法」。県、沖縄防衛局による撤回取り消しの審査請求に対し国交省へ弁明書を送付。
  - 11月20日 辺野古新基地建設。汚濁防止膜の設置作業進む。砂を積んだ工事車両108台が2回、基地内へ。

### 今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国  
IAEA=国際原子力機関  
JCOA=包括的共同行動計画  
NPT=核不拡散条約  
TPNW=核兵器禁止条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場  
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>  
平井夏苗<hirai@peacedepot.org>、森山拓也<moriyama@peacedepot.org>、山中悦子<e\_yamanaka@nifty.com>

### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。

核兵器  
核実験  
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に  
参加・協力しました。

朝倉真知子、有銘佑理、梅林宏道、大嶋しげり、清水春乃、田巻一彦、中村和子、原三枝子、平井夏苗、丸山淳一、森山拓也、山中悦子、湯浅一郎(50音順)